

株式会社東日本銀行（以下「銀行」といいます。）と中古住宅購入・リフォーム一体型住宅ローン当座貸越契約書（以下「当座貸越契約書」といいます。）に基づく契約を締結した者（以下「借主」（複数名の場合は連帯債務者となります））といいます。）が、銀行と行う当座貸越取引（以下「この取引」といいます。）は、この規定の定めるところによります。

第1条（資金使途及び取引方法）

1. この取引による借入金は、中古住宅購入・リフォーム資金に充当されるものとします。
2. この取引に基づく当座貸越は、一般当座貸越借入請求書（以下「借入請求書」といいます。）による払い戻しの方法により行う都度借入によって発生するものと、ローンカードの使用、小切手・手形の振出あるいは手形の引受、公共料金の自動支払いは行わないものとします。

第2条（取引期間）

1. 借主が借入請求書を使用して当座貸し越し融資を受けられる期間（以下「取引期間」といいます。）は、契約日から1年後の応当日が属する月の末日（銀行休業日の場合はその前営業日。以下、「期限」といいます。）までとします。ただし、リフォームが完了した場合は、期限が到来したものとし、リフォーム完了時の残高を証書貸付に切り替え、本契約を解約するものとします。
2. 期限までに銀行から借主に対して期限を延長する旨の申出がなされない場合には、次のとおりとします。
 - (1) 借主は、当座貸越契約解約届を銀行に差し出すものとします。
 - (2) 借主は、期限の翌日以降借入請求書を使用した新規の当座貸越は受けられません。
 - (3) 借主は、貸越元利金を期限に返済します。
 - (4) 期間満了時に貸越元利金が無い場合は、期限到来をもってこの取引は当然に終了するものとします。
 - (5) 期間満了後も貸越元利金が残る場合は、貸越元利金の完済をもってこの取引は当然に終了するものとします。

第3条（貸越極度額）

1. この取引における貸越限度額は、銀行の審査のうえ決定されるものとし、借主は、銀行が通知する貸越極度額に従います。
2. 銀行は、前項のほか、その所定の震災により、貸越極度額を増額または減額することができるものとします。この場合、銀行は、変更後の貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。
3. 前2項による貸越極度額の見直しにより、貸越金が貸越極度額を超過した場合、銀行は、借り主に対しその超過額について弁済を請求することができるものとします。

第4条（都度借入）

借主は、都度借入を申し込む際に銀行が資金使途を確認し（資金使途が分かる資料の提出も必要となります。）、銀行が認める場合に、新規の当座貸越を受けられるものとします。

第5条（利息、損害金）

1. 貸越金の金利（以下「貸越利率」といいます）は、借入要項記載のとおりとします。
2. 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月約定日（銀行休業日の場合は翌営業日）に前項の利率によって計算のうえ、借主の指定口座から引き落とされるものとします。ただし貸越金を随時で返済する場合、その時点までの利息を清算することとします。利息の計算は、平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計額×貸越利率/365の算式により行うものとします。
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、貸越利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
4. 借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

第6条（担保）

1. 当座貸越契約を締結するに際し、借主は、不動産（土地・建物）に銀行を権利者とする根抵当権を設定します。
2. 担保物件の担保価値の減少、借主の信用不安等の銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は、遅滞なくこの取引による債務を保全することができる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
3. 借主は、担保物件について、第三者のために権利を設定または譲渡することはできないものとします。
4. 借主が、この契約による債務、その他銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかった場合には、銀行は、法定の手続きまたは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により担保を取立または処分等のうえ、その取得金から諸経費を差し引いた残額を所定の順序にかかわらずこの契約による債務の返済に充当できるものとします。取得金をこの契約による債務の返済に充当した後に、なお債務が残っているときは借主は直ちに銀行に返済するものとし、取得金に余剰が生じた場合はこれを権利者に返還するものとします。
5. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第7条（全額返済義務）

1. 借主について次の事由が生じた場合には、借主は、銀行から通知催告等がなくてもこの取引に基づく貸越元利金について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。
 - (3) 支払停止、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (4) 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 借主の銀行に対する預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から借主への請求によって、この契約に基づく貸越元利金について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - (1) 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 借主が銀行との取引規定の一つにでも違反したとき。
 - (3) 借主が銀行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
 - (4) この取引に関し、借主が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (5) 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。

- (6) 借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払い不能となったとき（不渡および支払不能が6ヵ月以内に生じた場合に限る）。
- (7) 保証人が前項2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
- (8) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第8条（約定返済）

この取引に基づく約定返済については、借入要項記載の通りとします。

第9条（随時返済）

1. 前条にかかわらず、借主は、取引期間内であれば随時に任意の金額を返済することができるものとします。
2. 前項の随時返済は、借主が直接銀行の店頭で普通預金払戻請求書等を差し出し、指定預金口座から払い出す方法により行うものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員で亡くなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力手な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて銀行の信用を毀損し、または技能の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行から借主に対する請求によって、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第11条（減額・中止・解約）

1. 金融情勢の著しい変化があるとき、その他担当の事由があるときは、銀行は、いつでも貸越極度額を減額し、またはこの取引を解約することができます。
2. 借主はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、借主は、銀行所定の方法により銀行に申し出るものとします。
3. 前2項によりこの取引が解約された場合、借主は直ちに貸越元利金を支払うものとします。また貸越極度額が減額された場合には、減額後の貸越極度額を超える貸越金については、借主は銀行と協議のうえこれを支払うものとします。

第12条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、期限の到来または期限の利益の喪失によって返済しなければならないこの取引による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。Kの場合、銀行は、借主に対し、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は、相殺計算を実行する日までとし、預金利率については、預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第13条（借主からの相殺）

1. 借主は、この取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他債権とを、相殺することができます。この場合、借主は、事前に書面により相殺の通知をするものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は、届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は、毎月の利息支払日とします。また、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金利率については、預金既定の定めによります。

第14条（債務補返済にあてる順序）

1. 銀行は、第12条第1項に定める相殺をする場合に、借主にこの取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または前条に定める相殺をする場合に、この取引による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主は、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主が債務の1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項に定める借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は、遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条（代り契約書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰することのできない事情によって契約書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り契約書を差し入れるものとします。

第16条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他書類に使用された印影を当座貸越契約書に押印の印影または、指定預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故にあっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第17条（届出事項）

1. 借主および保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. 借主または保証人が住所の届出を怠る、あるいは銀行からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主および保証人が責任を負わなければならない事由により、銀行が借主及び保証人がから最後に届出のあった氏名、住所にあてた通知または送付書類等が延着しまたは機尺しなかった場合は通常到着すべき時に到着したものとします。
3. 借主について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれからの審判をすでに受けているときには、借主または借主の補助人、保佐人、後見人は、その旨を直ちに銀行に書面で届け出るものとします。届出事項に取消し、または変更等が生じた場合にも同様とします。これらの届出を怠ったために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第18条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのある時は、銀行に遅滞なく報告するものとします。

第19条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この取引による債権を他の金融機関に譲渡（信託を含みます。以下、同じです。）すること、および銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になるものとします。借主は、銀行に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定利息金額を支払い、銀行は、これを譲受人に交付するものとします。

第20条（準拠法・管轄裁判所）

この契約およびこの契約に基づく借主および保証人と銀行の間の諸取引の契約準拠法を日本国とします。本取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第21条（全国銀行個人信用情報センター登録）

1. 借主は、銀行がこの取引の申込に関して、銀行の加盟する全国銀行個人信用情報センターを利用した場合、その利用した日および本申込の内容等が、同センターに1年を超えない期間登録され、同センターの加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
2. 借主は、借入金額、借入日、最終返済日等のこの取引の内容、および返済状況（入金の有無、延滞、代位弁済、強制回収等の事実を含みます。）の履歴について、取引期間中及び契約終了日（契約終了日に完済されていない場合は実際の完済日）から5年を超えない期間、全国銀行協会が運営する全国銀行個人信用センターに登録され、同センターの加盟会員および同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の取引上の判断のために利用されることに同意します。

第22条（個人情報の信用情報機関への提供・登録・使用について）

1. 個人情報の使用

借主は、銀行が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」という。）および加盟先金と提携する信用情報機関（以下「提携先機関」という。）に借主の個人情報（加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、電話長記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。以下同じ。）が登録されている場合には、当該取引時および契約継続中において、銀行が当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断（返済または支払能力の調査をいう。以下同じ。）のために使用することに同意します。ただし、銀子は銀行法施行規則等に基づき、それ以外の目的には使用しません。

2. 個人情報の信用情報機関への提供

借主は、銀行が、借主に係る当該取引に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、保証金額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）および取引事実に関する情報（債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を加盟金融機関に提供することに同意します。

3. 個人情報の登録と他会員への提供

借主は、加盟先機関が、当該個人情報を下表に定める期間登録し、加盟先機関および提携先機関の加盟会員からの照会に応じて提供することに同意します。なお、提供を受けた加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を与信取引上の判断のために使用し、銀行施行規則等、貸金業法、割賦販売法その他の関係法令等に基づき、それ以外の目的には使用しません。

4. 開示等の手続き

借主は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

5. 加盟先機関

銀行が加盟する信用情報機関の名称および連絡先は、以下の通りです。

全国銀行個人信用情報センター（K S C）

T E L 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

株式会社日本信用情報機構（J I C C）

T E L 0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp>

6. 提携先機関

銀行が加盟する信用情報機関と提携する信用情報機関の名称および連絡先は、以下の通りです。

株式会社シー・アイ・シー（C I C）

T E L 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp>

全国銀行個人信用情報センター、株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シーは相互に提携しております。

※加盟先機関、提携先機関の登録情報および登録期間

登録情報	登録期間		
	K S C	J I C C	C I C
本人を特定するための情	下記の情報のいずれかが	下記の情報のいずれかが	下記の情報のいずれかが

報	登録されている期間	登録されている期間	登録されている期間
本契約に係る申込をした事実として申込日・申込内容(契約が不成立になった場合を含む)	銀行が信用情報を利用した日より1年を超えない期間	保証会社が信用情報を利用した日より6ヵ月を超えない期間	保証会社が信用情報を照会した日より6ヵ月間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び完済日から5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払を延滞等した事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	当該事実の発生日から5年間を超えない期間。ただし延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後5年以内
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は処分日から5年を超えない期間	—	—
官報情報	破産手続き開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録した日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

第23条 (費用の負担)

借主に対する権利の行使、保全に要した費用は、借主の負担とします。

第24条 (所費与野指定預金口座からの払い戻し)

- この取引にかかる印紙代、確定日付料、残高証明書・支払利息証明書発行手数料、その他いっさいの費用について、銀行は、銀行所定の日に通帳・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず指定預金口座から払い戻しのうえ充当することができるものとします。
- この取引に関して借主が負担するつぎの諸費用についても、銀行は、前項と同様の手続きにより指定預金口座から払い戻しのうえ、各費用ごとの支払先に振替・振込の方法により支払うことができるものとします。
この取引に基づき、不動産登記申請または不動産登記簿閲覧、同謄本・妙本の交付の申請を行うにあたって、銀行所定の司法書士にそれらの申請を委任・依頼する場合の、借主が当該司法書士に対して支払うべき当該申請に要した費用(登録免許税等印紙代、司法書士の報酬その他いっさいの費用を含みます。)

第25条 (連帯債務に関する特約)

連帯債務の場合は、前記規定のほか、次によるものとします。

- 銀行から借主に対する通知等は、借主のうち一人に対してなされれば足り、全員に対してする必要はないものとします。
- 各借主は、他の借主の銀行に対する預金その他の債権をもって、相殺はしないものとします。
- 各借主は、他の借主が提供した担保を、銀行がその都合により変更、解除しても面積を主張しないものとします。
- 借主のいずれか一人が、この債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、他の借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。

第26条 (完済債権書類の取扱い)

本契約にかかる書類について、返却されないことに同意します。

第27条 (履行の請求)

- 銀行が保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
- 第1項の規定にかかわらず、借主が連帯債務者である場合には、銀行が借主のいずれか一人または保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、他の借主および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第28条 (成年後見人等の届出)

次の各号の事由が生じた場合には、借主または保証人が直ちに書面等により銀行に届け出るものとします。

- 借主または保証人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたとき。
- 借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたとき。
- 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
- 前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。

第29条 (主たる債務者の履行状況に関する情報提供義務)

借主は、保証人(借主の委託を受けない保証人含む)から銀行に対して請求があったときは、銀行が保証人に対して、主たる債務者の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残高およびそのうちの期限が到来しているものの額に関する情報を提供することに同意します。

第 30 条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められている場合には、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。ただし、極度額の増減額等、諸条件の変更に関し他の条項において通知・公表等の有無・方法が認められる場合、その条項に従うものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上